

令和3年度（2021年度）第1回
伊丹市子ども・子育て審議会
議 事 要 旨

令和3年（2021年）10月28日（木）

- 【開催場所】 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
- 【出席委員】 芝野委員、行澤委員、大池委員、石川委員、安美委員、橋本委員
田中委員、小松委員、大澤委員、井上委員、菅原委員、谷澤委員、
大野委員
- 【署名委員】 田中委員、菅原委員
- 【傍聴者】 3名

【議題】

- (1) 第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価について（令和2年度分）
- (2) 未就学児の多様な集団活動支援事業について
- (3) 児童クラブの現状と課題について

【議事要旨】

- ・開会
- ・委嘱状及び任命状交付（17名）
- ・教育長挨拶
- ・会長及び副会長選出
- ・会議の成立及び公開について
委員18名中13名出席、会議は成立している。
傍聴者は3名。

・議題

1. 第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価について（令和2年度分）

事務局より、資料に基づき、第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の提供量等及び子ども・子育て施策全般についての評価について説明。

（質疑）

<井上委員>

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業について10万を超える利用があったとして達成率が138%になっており、大幅に計画上の提供量を上回っている。このように利用が増えた理由と今後、提供量を増やす考えがあるのか教えていただきたい

<事務局>

計画策定時に遡る話になるが、平成30年度における本事業について、今の達成率の考えに当てはめると91.6%、令和元年度は121.5%となっており、増える兆候は確認していた。これは受け入れを行う園が増えたことによるものであるが、現在の達成率が高まっている点は、計画策定時にこの受け入れの増加を見込んでいなかったためである。

なお達成率から受入れ体制が不足しているように見えるが、これは実態上の不足ではなく、目標値の設定が低かったためと考えている。

来年度に予定する計画の中間見直しでは、実態を踏まえた見直しを図りたいと考えるので、その際は意見をいただきたい。

<井上委員>

預かりをする園が多くなり、この提供量となったということだが、それぞれの園に、今の利用を十分受け入れるだけの容量はあるのか

<事務局>

令和2年度の段階としては、容量はあると考えている。

<芝野会長>

そうすると、この事業の令和5年、6年の数値が相当変わってくると考えてよいのか。

<事務局>

中間見直しにおいて実態に即し変更するのであれば、大きく数字が変わってくると想定している。

<石川委員>

今回の数字が大きく変わる要因として、一番大きな要因は、無償化であると思われる。3歳以上の子どもの1号、2号の無償化が実現し、かつ幼稚園型の一時預かりは、新2号認定を受けた家庭に対し、限度額はあるものの基本的に無償化となる。

また国の政策としての働き方改革等の要因から、この事業のニーズが高まるという方向に社会が変化しているところであり、計画を立てる段階で、そのような動きは、当然見込んでおくべきだったと思われる。

また幼稚園において預かり保育を利用する場合に新2号認定を受けてもらうことになる。この新2号認定というのは、例えば保育所の入所申請と違い、入所の枠があるか等は、まず問題にならない。

もともと1号認定としてその施設に入所しているので、対応できる施設が保育担当者

を雇用できれば、概ね利用増が図られるため、比較的柔軟に対応できる。この点が、利用者が増えた要因になっているのではと思う。また今後もこの状況は続くと思われる。

また教育・保育の量の見込みと提供について、ニーズに対する提供量を概ね達成できていると報告があった。これまでの審議会ではこれが中心となっていたかと思う。

しかしながら国の子ども・子育て会議等における意見では、むしろ施設の利用定員割れの方が問題だとしている。

今後、事業を継続できるか、非常に懸念している施設が多く出てきているのが実情にあり、これに対してどう対応していくかが今後の計画上、非常に大事だと思われる。

例えば1号認定の子どもは10月始めに募集し、各施設でどれ程の募集があった確認できる。また2号、3号の子どもについても年内には、ほぼ申し込みがあり、その上で利用調整するという従来の流れがあった。ここで待機児童を出さないようにするため、どのように工夫するかが今までの課題かつ今後にも残る課題であると思われる。

一方で希望者が少なく、利用定員を大きく割り込み、4月からの運営が困難になる施設が出てくる可能性がもう目の前に来ている。認可施設さえそのような状況にあるなか、伊丹市内のいわゆる企業型保育、または市の把握できていない施設もあるとすれば、それらには対しては支援する仕組みもない。ある日突然、子どもが通う施設が閉まるということが起こりかねない状況が想定できる。

そういった事態についても柔軟に対応できるスキームを作らなければ、事業者が協力できなくなる可能性がある。次回の計画では、丁寧に各事業者とコミュニケーションを図りながら作成を進めてもらいたい。

<芝野会長>

重要な意見であると思うため、十分検討していただきたい。

<行澤委員>

病児・病後児保育について達成率は7.4%と大変低い。この要因について教えていただきたい。また本事業で対応できない場合に利用する阪神北こども急病センターの利用は多かったのか。

<事務局>

利用者が減った理由としては、大きくは新型コロナウイルスによるものである。利用者の多くが発熱利用であり、新型コロナウイルスによるものかの見極めができないため、感染拡大防止のため受け入れができないとした結果、利用者が減っている。

<事務局>

阪神北こども急病センターの利用には、現在、把握できていないため、次回の審議会にて補足説明したい。

<芝野会長>

そのように願います。

<井上委員>

こんにちは赤ちゃん事業の新型コロナウイルスの影響による訪問中止や辞退について、会えていない子どもがいることが心配である。会えなかった子どもに対して、今後どのように対応するのか、教えていただきたい。

<事務局>

本事業は、生後4カ月までの子どもを対象に訪問するが、緊急事態宣言の発令中であった4月、5月は代替策として郵送で対応していた。別途「4か月検診」というものが市保健センターで実施されるため、センターと連携し、子どもの状況を把握した。検診されなかった子どもに対しては、センターからの連絡を受け、訪問し確認を取った。なお4月、5月の訪問辞退者で、確認が取れていないところはない。

<菅原委員>

待機児童は0人となっているが保留児童はいたのか。

また計画は待機児童ゼロを目指したのか、保留児童ゼロまで踏み込んだのか、その他事業者の事業継続等も視野に入れたバランスを考慮して立てられたか等、計画作成の方針を確認させてもらいたい。

<事務局>

計画は、待機児童ゼロを目指したものである。定員の15%の弾力運用を行うことを前提としている。

<菅原委員>

保留児童についても状況を教えてもらいたい。

<事務局>

4月1日現在で、保留児童は151名である。

<菅原委員>

弾力運用も踏まえ、可能な保留児童は受け入れていくのか。

保留児童が出てしまうのは仕方ないとしているのか。

<事務局>

保留児童については、弾力運用等によりできるだけ解消したいと思っている。しかしながら保育士が確保できていないという課題がある。民間保育所等の協力の上、できる限り対応しているが、残念ながら保留児童がいる状況となっている。

<菅原委員>

全員が入れることは難しいと思うが、できる限り数値的な目標を立て、対応いただきたい。

<大澤委員>

利用者支援事業等を通じて、子どもに関する様々な悩みへの対応、情報提供を行っていると思うが、その内、いじめの問題については、親が子どもを虐待し、死に至らしめるとい痛ましい事件等の事例がある。特に幼児の場合は、いじめられたりしても自分の言葉で説明しづらい。特に親となると言いにくい、又は言わない子どもがいる。そういう事例があるのか、ある場合、市としてどのような対応をしているか。

事件になるようなことがあれば警察が関わってくるが、そこまで至ってしまうのは、本当に最後だと思われる。それまでに学校教育や人権教育のなかで、いじめの問題について、きめ細やかに市として対応して欲しいと思うが、特に気を付けている点があれば教えていただきたい。

それから多様な主体の参入促進事業について、これは実績があるわけではなく、担当課評価のみになっていると思うが、予想される新規参入についてお教えいただきたい。

またスクールカウンセラーについて、幼稚園や小学校、中学校などにスクールカウンセラーがどれくらいいるか教えて欲しい。

次に中学校夜間学級就学支援事業について、何校あり、どれくらい子ども達に必要とされているのか。市外では夜間学級があり、卒業すれば中学校の卒業資格が取れる。夜間学級であれば、卒業資格を取って高校へ進学、あるいは専門学校へ進学することが可能なので、実態をお教えいただきたい。

それと自転車交通安全教室事業については、市と警察が力を入れ、中学校や小学校で実施している。伊丹市は平地で、自転車は駅等に行く際の便利な交通手段であり、通勤や通学時には非常に多くの自転車が走っている。そんななか、子どもは、歩道等の走ってはいけないところを走行している。学校等で教育をしているが、まだまだ十分とはいえないと思われる。

また子どもを乗せている電動自転車等が当たった場合、その重量により大ケガをさせてしまう可能性もある。交通安全教室のあり方を今まで以上にきめ細やかにしていただきたい。

私自身も交通事故により10年ほどリハビリを要した経験もあることから、交通安全に関するきめ細やかな指導を今後、どのように考えているか答えていただきたい。

<事務局>

まずいじめについて、伊丹市では各学校で、いじめ防止対策基本方針を作成し、その方針に基づいて対応している。具体例を挙げると年2回、6月と11月に全児童から無記名でアンケート調査を実施し、積極的に認知に努めており、アンケート調査によって示された状況に対し、個々に対応しているところである。

次にスクールカウンセラーについては、現在、小学校、中学校、高等学校の全校に1人ずつ配置している。県の費用で13人、市の費用で13名配置しており、1週間に1回、全部で270時間、子ども達の相談に乗っているところである。

次に中学校の夜間学級について、これは県下に3か所ある。現在、伊丹市の子どもが通うところは、尼崎市の成良中学校琴城分校であり、これに対して支援体制を整えことで、現在は、尼崎市内に在勤、在住でなくとも通えるようになった。これに対して希望者を募ったところ、現在は希望者がゼロであったが、希望者がいた場合は、通学用品費等の支援を行う。

自転車交通安全教室事業については、自転車事故が上半期で12件となっている。昨年度は、新型コロナウイルスによる休校で極端に低くなっているため比較できないが、令和元年度は22件であり、半減していると言える。減少の大きな原因は、ながらスマホ、いわゆるスマホを見ながらの運転による事故を契機に学校へ指導をしていること、また警察との連携のもと自転車交通安全教室を実施したのものによると思われる。また正しい自転車の乗り方というパンフレットを配布し、周知も図っている。

<芝野会長>

質問については、虐待のことについてもあったかと思う。これについては私からも質問だが、市区町村の子ども家庭総合支援拠点の整備については、現状どのようになっているかも併せて答えていただきたい。

<事務局>

子ども家庭拠点支援については、今年4月1日に、市役所4階こども福祉課内に設置した。家庭児童相談員、虐待相談員、心理相談員を全11名配置の上、対応している。また虐待については、伊丹市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が集まり、連携体制を構築している。例えば幼稚園や保育所にて、子どもの体に痣がある場合など、すぐ連絡があ

るよう連携体制を取っている。通報があった場合は、課内で対応方針を決め、その後、児童本人の安全確認、保護者の指導を行っている。また重度の案件の場合、兵庫県川西こども家庭センターと連絡を取り、指導を仰ぎながら虐待防止に努めている。

2. 未就学児の多様な集団活動支援事業について

事務局より、資料を用いて未就学児の多様な集団活動支援事業の内容について説明。

(質疑)

<芝野会長>

事務局より説明があったが、本説明にて先ほどの議題1における大澤委員の質問の答えにもなっていたかと思うが、よろしいか。

<大澤委員>

はい。

<石川委員>

先ほどの議題でも発言したが、そもそも認可施設でも空きがある状況のなかで、認可基準も満たさない施設に対して、国の負担とはいえ、あえて支援する必要はあるのか大いに疑問を感じる。こういった施設を支援することが、全体としての保育の質を下げることに繋がりにかねない。そもそもこういった施設に対し、こういった指導・監督の権限があるのか、施設で虐待等が行われない保証があるのか等も含めて考えると、その保証が担保されないなかで、国のスキームを利用することを市としてどのように検討し、計画するに至ったのか市民に対して説明すべきと思う。

<芝野会長>

今の意見について、市としてはいかがか

<事務局>

委員の意見はもっともだと思う。国においても認可がない施設を支援するのはいかなものかという議論があったということは聞いている。

しかしながら認可施設に通われる者と比較し、本事業にて支払われる限度額は低くなっている。国としては認可外施設を認可施設へ移行するという考えを持っており、限度額を低く設定することで、移行を妨げないようにしている。その為、本事業の給付を受けることと保育の質が低下することは必ずしも繋がらないと考える。

また幼児教育類似施設に通われる場合、3歳以上の方でも、いまだ無償化の恩恵を受

けていない事実があることから、国においても本事業が整備されたものと聞いている。

これらを総合的に捉え、市としてもこの事業が必要だろうと判断し、予算措置をしたものである。

<石川委員>

今の説明で市民が納得するとは思えない。そもそも認可施設については、自治体より様々な公の援助をいただき、その質を担保している。例えば事業者が自費により質を担保できる段取りがあるといったことまで確認するのであれば支援した方がいいと思うが、そうではないなかで、保育の質は担保されると行政が信じてしまって良いのか、何か起こった場合の責任は行政が取るのか。

<事務局>

まず適合審査の際に、保育士の配置や環境についてチェックし、一定の保育環境が守られるか確認はさせていただく。そこで保育の質は、一定確保されているものと判断する。国の基準が認可外保育施設とほぼ同等となるため、同等の基準は確保できるものと思われる。

また今回の給付については、あくまで保護者に対する給付である。施設としての安全確保等と表裏一体であることは十分理解しているが、保護者へ給付を行うことで、施設の安全性が低くなることはないと考えている。

<事務局>

3歳児以上の子どもが無償化されたことについては、教育の機会均等、あるいは格差の是正というのが根底にあると思っている。3歳児以上については、保育所保育指針や幼稚園教育要領といったものが改訂されていくなか、厳しい認可基準がある。

本件は6月に議会にて承認を得たものであるが、朝鮮初級学校の幼稚班が今回の対象になっている。対象者は3人程となるが、実施に当たり教育課程や保育士の数あるいは、設置基準やその他のことを確認していく。

教育の機会均等といった視点から、この制度を設けていくものであり、幼児教育に培うものが子どもの将来に重要であるという視点に立ってやっていこうというのが本事業の一番大きな根拠になろうかと考えている。

<石川委員>

今の制度で救えない子どもをなんとか支えられないかという視点で、行政も国の制度の範囲内で対応されるものとして理解した。

<芝野会長>

本件は、子どもの視点から見ていただきたい。また全ての子どもの最大の利益という観点から行きたいところがあるのに行けない子どもについてしっかりと対応していくものと思われる。

3. 児童クラブの現状と課題について

事務局より、資料に基づき、児童クラブの内容や実績、今後の課題等について、説明。

(質問や意見等はなし)

(終了)